

品川区高齢者住宅生活支援サービス事業の実施について

1. 事業の目的

住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住まいの確保に関する支援および見守り等の生活支援を一体的に提供することにより、当該高齢者の生活の安定を図る。

2. 対象者

品川区高齢者住宅あつ旋事業実施要綱に基づき民間賃貸住宅のあつ旋の決定を受けた者（生活保護法による扶助を受けている者を除く。）

区 分	所 得 限 度 額
控除対象配偶者および扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がない場合	2,572,000 円以下
扶養親族等が1人の場合	3,052,000 円以下
扶養親族等が2人以上の場合	3,052,000 円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人に付き 380,000 円を加算した額以下

3. 事業の内容

対象者のうち、特に生活支援が必要と思われる高齢者に対し、生活支援サービス利用契約を締結し、以下のサービスを提供する。

(1) 基本サービス

- ① 転居支援 不動産店への同行、粗大ごみ処分等の支援を行う。
- ② 定期連絡 定期的に電話、訪問等を行い、安否確認および家主等への情報提供を行う。
- ③ 生活相談 居住者の日常生活での困りごとの解決に向け、情報提供等を行う。
- ④ 緊急対応 高齢者緊急通報システムを活用し、警備会社等との連携を行う。
- ⑤ 家財処分 死亡退去の際、家財の片付けを実施する。

(2) 選択サービス

- 葬儀の実施 生前にご意向を伺い、契約のうえ実施する。

4. 基本サービス利用料

(1) 月額利用料

	基本サービス	緊急通報システム	合計
住民税非課税の方	200円	300円	500円
住民税課税の方		1,000円	1,200円

※この他に、電話通話料金に月額300～400円が加算となる。

(2) 預託金（家財処分費）

15万円（単身1K）～20万円（2人以上2DK以上）

※世帯人数、部屋の間取りにより異なる。

5. 事業委託先 社会福祉法人 品川区社会福祉協議会

6. 事業開始予定日 平成30年8月1日

7. 周知方法

(1) 広報しながわ 平成30年7月21日号

(2) ホームページ 平成30年8月1日～

(3) デジタルサイネージ 平成30年8月1日～